

事務連絡  
令和2年4月2日

都道府県  
指定都市  
各指中核市

ひとり親家庭施策担当部局  
生活困窮者自立支援制度主管部局  
障害保健福祉部局  
介護保険担当主管部局

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について（その3）

新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等については、令和2年3月3日付け及び3月24日付けの事務連絡（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡。別添1及び2参照）において、子ども食堂が地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえた留意点として、感染拡大の防止に向けた対応、地域の実情に応じた取組の推進等についてお示ししているところです。

また、子ども食堂とフードバンクとの協力については、令和2年3月13日付けの事務連絡（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡。別添3参照）において、農林水産省において実施する事業の活用についてお示ししているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が令和2年4月1日に公表した「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（別添4参照）においては、感染のまん延状況に応じて、「感染拡大警戒地域」、「感染確認地域」、「感染未確認地域」の3つに区分し、それぞれの地域区分の考え方や、想定される対応等が示されています。

子ども食堂の運営にあたっては、上記の事務連絡等を踏まえ、地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大の防止に向けた対応を行っていただくよう、お願いいたします。

なお、現在も子ども食堂の開催を続けている運営者の方からは、公民館などの社会教育施設等を利用した運営が難しいというお声もお聞きしているところです。令和2年3月21日付けの事務連絡（文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡。別添5参照）において、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から示された見解等を踏まえた社会教育施設において行われるイベント・講座等の開催に関する考え方が示されているところです。子ども食堂は、子どもの食事の確保はもとより、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供するものであり、

大変有意義なものであることを踏まえ、地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大の防止に向けた対応を行うことを大前提として、公民館などの社会教育施設等を利用して子ども食堂を運営することも考えられるものです。この点については、社会教育施設の所管課である文部科学省総合教育政策局地域学習推進課にも協議済みです。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染の状況を見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。最新の情報を確認の上、引き続き安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

（別添 1）

- ・「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和 2 年 3 月 3 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添 2）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力について」（令和 2 年 3 月 13 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添 3）

- ・「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について（その 2）」（令和 2 年 3 月 24 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添 4）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 4 月 1 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

※「地域区分の考え方について」（P 7）等を参照

<参考：厚生労働省ホームページ>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)

（別添 5）

- ・「社会教育施設において行われるイベント・講座等の開催に関する考え方について」（令和 2 年 3 月 21 日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡）

**【照会先】**

(子どもの生活・学習支援事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
母子家庭等自立支援室 生活支援係  
電話：03-5253-1111(内線 4887)

(子どもの学習・生活支援事業)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室 居住支援係  
電話：03-5253-1111(内線 2879)

(地域活動支援センター事業)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
自立支援振興室 地域生活支援係  
電話：03-5253-1111(内線 3075)

(介護予防・日常生活支援総合事業)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係  
電話：03-5253-1111(内線 3986)

(介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）)

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係  
電話：03-5253-1111 (内線 3947)